

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月

「ねんきん特別便」を受け取り、自身の記録についてはあまり気にしていなかったが、「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は、母が妹と私の保険料を一緒に納付してくれたはずなのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金の適用準備期間である昭和36年2月17日にその妹と連番で払い出されたことが確認でき、保険料納付開始時の同年4月から申立期間の直前である同年12月までの申立人の保険料は納付済みとなっている。

また、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和37年2月1日と記載されているものの、同名簿の検認記録欄の同年1月欄には「喪失」の押印があり、被保険者名簿の記録に齟齬<sup>そご</sup>が見られることから、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時に申立人と同居していたその妹は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、19 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額と大きく違っていることが分かったので、社会保険事務所に照会したところ、標準報酬月額が遡及して訂正されていることが分かった。

A社に勤務していた当時は、30 万円程度の給与を支給されていたので、当時の給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、19 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 7 年 3 月 19 日より後の同年 7 月 13 日付けで、5 年 5 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの一人は、「当時、会社は保険料を払っていないということを聞いていた。」と証言していることから、同社には、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社で勤務していた当時は、営業職として勤務していた。」と申し立てしているところ、A社の商業登記簿から、申立人は申立期間当時、同社の取締役ではなかったことが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時は、営業職として勤務し、30 万円程度の給与を受け取っていた。」と申し立てしているところ、A社の当時の代表者は、他の委員会に対する申立てに係る調査において、営業職の給与支給額と厚生年金

保険料の控除額について、「基本給に営業の歩合を加算した額を支給していたものの、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額については、基本給のみの報酬額で行っており、また、その保険料控除は、標準報酬月額から算出した額で行っていた。」としている上、申立人は、申立期間当時の給与明細書を保管していないことから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から40年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和36年2月1日から、一貫して父の経営する事業所に勤務していた。会社の名前が変わったことがあったのは知っているが、途中で仕事を辞めたり、長期間休んだりしたことは無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に、A社で働いていたとするその弟は、「兄のA社における厚生年金保険被保険者期間と申立期間で、勤務内容や勤務形態に変更は無かった。」と証言しており、申立期間当時の複数の同僚も、申立人が申立期間において、同社に勤務していたと証言している。

また、オンライン記録では、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和38年11月1日に喪失した後、40年8月1日に、関連会社であるB事業所において取得しているが、申立人と同様に、A社からB事業所へ異動した従業員3人には、被保険者期間の欠落は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年11月から40年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月18日から25年1月25日まで  
② 昭和25年7月10日から28年3月8日まで  
③ 昭和28年3月12日から同年9月10日まで  
④ 昭和28年9月10日から29年4月1日まで  
⑤ 昭和29年4月1日から同年5月17日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間⑤の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の、昭和30年3月28日に支給決定されたこととなっている上、A社に係る厚生年金保険被保険者期間である申立期間④及び⑤は、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない8か月であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金支給日の約2週間後に、別の事業所において厚生年金保険に再加入している上、申立人のオンライン記録は、平成2年11月19日に氏名が、21年12月3日には生年月日がそれぞれ訂正されており、申立人が自ら脱退手当金の請求手続を行ったとするならば、自身の氏名と生年月日の両方を誤って請求をすることは不自然であることから、申立人が脱退手当金を請求したことは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たものと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月1日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務する期間のうち、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かった。

A社が保管する賃金台帳によれば、標準報酬月額41万円相当の厚生年金保険料が、給与から控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18年賃金台帳によれば、申立人は、申立期間中、給与から標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員標準給与改定通知書によれば、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円と届け出たことが確認できる上、A社では、申立期間当時の厚生年金保険及び同基金への届出は、複写式であったとしている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成18年9月定時決定）において、申立人の「従前の標準報酬月額」欄には、「410千円」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月は1万4,000円、同年4月及び同年5月は1万2,000円、同年6月及び同年7月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和42年7月1日から、A社で勤務を開始し、退職する平成7年12月21日まで、途中、出産のため休んだことはあるものの、退職したことはない。

当時の給料支払明細書を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年8月1日までの期間については、A社の回答から、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立期間当時に係る同社の厚生年金保険料等は翌月控除であったとしているところ、申立人が所持する昭和43年4月分から同年8月分までの給料支払明細書から、同年3月分から同年7月分までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書の支給額から昭和43年3月は1万4,000円、同年4月及び同年5月は1万2,000円、同年6月及び同年7月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和43年1月31日から同年3月21日までの期間については、A社の回答から、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことは認められるものの、同社は、当時の資料は残っていないとしており、当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、A社は、申立期間当時に係る同社の厚生年金保険料等は翌月控除であったとしているところ、申立人は、「昭和43年2月分の給与明細書は持っていない。出産後に休んだ期間があったので、給与が無かったかもしれない。」としていることから、昭和43年1月分の厚生年金保険料が、給与から控除されていたことがうかがえない上、申立人が所持する同年3月分の給与明細書において、同年2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた当時の標準報酬月額のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が実際にもらっていた給与額よりも少ない金額で記録されていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が14万2,000円と記録されているが、私は、当時の給与支払明細書を保管しており、申立期間において、標準報酬月額15万円に相当する給与額が支払われ、同額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成8年2月分及び同年3月分の給与支払明細書において、申立人は、申立期間において、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A社C支店から同社B部管轄のD営業所（現在は、A社E支店）へ転勤になったが、申立期間中も同社に継続して勤務していた。

保管している給与支給明細書のとおり、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書、並びにA社E支店から提出された社員名簿及び給与支給明細書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和45年7月1日にA社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで  
⑥ 昭和 56 年 5 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで  
⑦ 昭和 59 年 6 月 1 日から平成 5 年 5 月 1 日まで

自身の年金記録を確認するため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたときの友人の紹介で、B社に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①より後の昭和 52 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、B社は、昭和 58 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も所在が不明であり、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社での勤務実態を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、「公共職業安定所の紹介で、C県にあっ

たD社に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録において、D社の厚生年金保険適用事業所としての記録が確認できない。

また、D社に係る商業登記簿は確認できない上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社での勤務実態を確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「B社に勤務していたときに、E社の社長と知り合いになり、その社長にお願いして同社に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録において、E社の厚生年金保険適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業登記簿によれば、E社は平成15年7月31日に破産処理されている上、事業主も所在不明であり、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人のE社での勤務実態を確認することができない。

- 4 申立期間④について、オンライン記録から、申立期間④当時、F社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人の証言から、申立人が申立期間④において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社は、申立期間④より後の昭和53年4月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「求人広告を見て、G社に勤務した。」と申し立てているところ、G社は、「申立人が勤務していたか不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間⑤当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人に照会したものの、これら従業員はいずれも、「申立人のことを記憶していない。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「H地方I区のJ事業所には、親方が知人であったことから、誘われて勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録において、J事業所の厚生年金保険適用事業所としての記録が確認できない。

また、J事業所に係る商業登記簿は確認できない上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人のJ事業所での勤務実態を確認することができない。

7 申立期間⑦について、オンライン記録から、K社（現在は、L社）において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員3人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、L社は、「当時の資料は無いが、申立人の申出により厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているなど、申立期間⑦当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、申立期間⑦当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

8 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 20 日から 32 年 3 月 30 日まで  
「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社では、冬季期間のみの出稼労働者として勤務したが、出稼ぎに出ているのは3期間だったはずである。

3期間とも一緒に出稼ぎに行った同僚には、A社における3期間分の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、自分には、2期間分しかないのは納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、A社で出稼労働者として勤務した当時の同僚一人の氏名を挙げ、「当該同僚とは、A社において、申立期間を含む3期間一緒に勤務した。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、上記同僚は申立期間において、A社で厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、同社において、昭和31年秋から32年春までの期間、同年秋から33年春までの期間、及び同年秋から34年春までの期間、出稼労働者として勤務したとする別の従業員は、「自分が申立人と一緒に勤務したのは、2期間のみである。」と証言しており、ほかに、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、オンライン記録から、申立人がA社で初めて資格を取得した昭和32年11月1

日以降に、同社において資格を取得したことが確認できる5人の従業員は、「昭和32年11月1日より以前の期間も、A社で出稼労働者として勤務したことがある。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、いずれの従業員についても、同年10月31日以前の期間については、同社で資格を取得していないことが確認できることから、同社では、同日以前の期間、出稼労働者については、厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたことがうかがえる。

- 2 申立人が、A社において、3期間一緒に勤務したとしている上記同僚は、「自分が、A社に出稼労働者として勤務したのは3期間であるが、申立人とはそのすべての期間、一緒に勤務していたと思う。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該同僚の同社における厚生年金保険加入期間は、昭和32年11月1日から33年5月1日までの期間、同年11月1日から34年1月1日までの期間及び同年11月1日から35年2月1日までの期間であることが確認できることから、申立人が、34年11月1日から35年2月1日までの期間、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記同僚は、「申立人が、A社で勤務したのは、申立人が独身のころであり、結婚後は勤務していないと思う。」と証言しており、申立人も同様の主張をしているところ、申立人に係る戸籍から、申立人の婚姻日は、昭和34年3月30日であることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において、昭和34年11月11日に、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる二人の従業員はいずれも、「自分は、A社で、昭和34年秋から35年春までの期間に、初めて出稼労働者として勤務した。家が近所だったこともあり、申立人のことは知っているが、申立人と一緒に勤務したことはない。」と証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年(又は 45 年) 8 月(又は 9 月)から  
52 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

当時、私は、A 県 B 市にあった C 社の従業員寮に居住し、同社で臨時職員として仕事に従事していた。

厚生年金保険への加入について、会社が当時、どのような取扱いをしていたかは分からないが、臨時職員として勤務した他の事業所ではいずれも厚生年金保険に加入しているため、C 社においても、同様に厚生年金保険に加入していたものと思われる。

当時のことを確認できる資料は無いが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、昭和 49 年 1 月 4 日に C 社の従業員寮の所在地に住所を定めていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員は、「申立人と一緒に仕事をし、従業員寮に居住していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、一部期間においては同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「C 社において、臨時雇用者として 7 年くらい勤務していた。」と申し立てしているところ、C 社は、「現在、当社に保管されて

いる名簿において、申立人の氏名が確認できないことから、申立人が当社に在籍していたことは確認できず、また、当時の臨時雇用者に係る社会保険加入の取扱いについて確認できる資料も保管していない。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、証言を得られた9人の中には、その被保険者期間が1年に満たない者も確認できるが、いずれの元従業員も、自身の雇用形態について、「正社員であった。」と証言していることから、申立期間当時、同社は、正社員については短期の雇用期間でも厚生年金保険に加入させている一方で、臨時雇用者については、仮に長期間在籍していたとしても厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月中旬から 47 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
当時、A社と一緒に勤務した同僚もおり、勤務したことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を挙げ、「この同僚と一緒に、A社で勤務した。」と申し立てているところ、当該同僚は既に亡くなっているが、その妻は、「夫は生前、申立人と一緒にA社で勤務したと話していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、A社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の継承会社であるB社は、「資料を保管していないため、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答している上、A社が加入していた厚生年金基金を継承したC企業年金基金は、「申立人に係る記録の有無を確認したが、記録は無かった。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時は、季節労働者として勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの間に、A社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の中には、47 年 4 月 1 日までに資格を喪失した者が 19 人確認できるが、このうち所在の確認できた 6 人はいずれも、「自分は季節労働者ではなく、社員として入社したが、自己都合により退職した。」と

証言していることから、同社は、申立期間当時、季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、「同僚は、A社では、申立期間を含め、5回勤務したと言っていた。」としているが、オンライン記録において、当該同僚は、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できない上、当該同僚は、申立期間中、国民年金に加入しており、保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月23日から23年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B工場に勤務した申立期間が、脱退手当金支給済となっていたので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同様の回答を受け取った。

自分自身は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和24年1月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 10 月 18 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 18 日から 37 年 8 月 8 日まで  
③ 昭和 39 年 8 月 3 日から同年 10 月 12 日まで  
④ 昭和 39 年 10 月 25 日から 40 年 2 月 3 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間についても、船員保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間は船員保険被保険者期間となっていなかった。

船員として働いているときは、その職業柄、船員保険に加入していない船には、絶対に乗らなかったと記憶している。

当時の給与明細書等はないが、給与から保険料を控除されていたと記憶しており、船員手帳も保管しているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳において、A社を船舶所有者とするB丸に係る雇入年月日が昭和36年9月1日、雇止年月日が同年10月18日と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①に当該船舶に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和36年8月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①において、船員保険適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、事業主の所在が確認できないことから、証言を得ることができず、申立人の申立期間①における船員保険料の控除に

ついて確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳において、C社を船舶所有者とするD丸に係る雇入年月日が昭和36年10月18日、雇止年月日が同年11月14日と記載されていること、E丸に係る雇入年月日が同年11月14日、雇止年月日が37年2月5日と記載されていること、及び当該船舶に係る再雇入年月日が同年2月15日、雇止年月日が同年8月8日と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②に上記両船舶に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社に係る船員保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和37年10月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間②において、同社は船員保険適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和37年10月1日と同日に、資格を取得したことが確認できる船員二人の船員手帳を確認したところ、いずれの船員についても、申立期間②が、同社を船舶所有者とする雇入期間であることが確認できるものの、オンライン記録から、申立期間②中に、船員保険に加入していることが確認できない。

さらに、C社は、既に解散しており、事業主の所在が確認できないことから、証言を得ることができず、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳において、F事業主を船舶所有者とするG丸に係る雇入年月日が昭和39年8月3日、雇止年月日が同年10月12日と記載されていることから、申立人は、申立期間③に当該船舶に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、船舶所有者であるF事業主の所在が確認できないことから、証言を得ることができず、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、G丸に乗船していた当時の同僚として、二人の姓を挙げているが、F事業主に係る船員保険被保険者名簿において、このうちの一人と同姓の者が船員保険に加入していることが確認できるものの、既に亡くなっていることから証言を得ることができず、残る一人については、その姓の者を当該名簿において確認することができない。

さらに、F事業主に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

4 申立期間④について、申立人が所持する船員手帳において、船舶所有者のH社I支社に係る雇入年月日が昭和39年10月25日、雇止年月日が40年4月8日と記載されていることから、申立人は、申立期間④に同社の所有する船舶に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、H社の商業登記簿によれば、昭和38年8月15日にJ市内に支社を設立したことが確認できるものの、年金事務所は、H社I支社について、「J市の所在するK県では、適用事業所として該当する事業所は確認できない。」としており、申立期間④において、当該事業所が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間④直後の昭和40年2月3日から同年4月10日まで、H社において船員保険に加入していることが確認できるが、同社は、既に解散しており、事業主の所在が確認できないことから、証言を得ることができず、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、H社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和40年2月3日と同日に被保険者資格を取得し、同年4月25日に資格を喪失していることが確認できる船員は、「自分は、8月ごろまで船に乗っていた。」と証言していることから、申立期間④当時、同社は、雇い入れた船員について、必ずしもすべての雇入期間について、船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

5 申立人は、いずれの申立期間についても給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても船員保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1103

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月 6 日から同年 6 月 10 日まで  
② 昭和 58 年 10 月 2 日から 59 年 1 月 8 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A 県教育庁 B 教育事務所管内の中学校に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、年金事務所で調べてもらったが、やはり厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①は、C 市立 D 中学校で、申立期間②は、E 町立 E 中学校（現在は、C 市立 E 中学校）で勤務したが、これは辞令書及び履歴書に記載されている。

いずれの申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された辞令書及び A 県教育庁 B 教育事務所から提出された履歴書から、申立人が申立期間①において、A 県教育庁 B 教育事務所管内の C 市立 D 中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県教育庁 B 教育事務所は、「昭和 58 年 5 月 6 日から同年 6 月 10 日の採用については、期間が 2 か月以内であるので、A 県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）により、社会保険加入手続きを取っていないものと思われる。」と回答していることから、申立期間①当時、A 県教育庁 B 教育事務所は、取扱規程に基づき、採用予定期間が 2 か月以内と決まっていた申立人については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人及びA県教育庁B教育事務所から提出された履歴書から、申立人が申立期間②において、A県教育庁B教育事務所管内のE町立E中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A県教育庁B教育事務所は、「昭和58年10月2日から59年1月8日の採用については、当初から採用期間が2か月を超えているので、社会保険加入手続を取るべきであったが、当時、採用期間が2か月ないし3か月の比較的短い臨時職員については、社会保険への加入手続も、給与からの厚生年金保険料控除についても行っていない例が多かったようである。」と回答している。

また、A県教育庁B教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和58年4月1日から59年2月7日までの期間に、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した者が68人確認できるが、これらの者の当該事業所における被保険者期間を確認したところ、採用期間の途中で退職したために、その被保険者期間が1か月である1人を除き、その他の者の被保険者期間はいずれも4か月以上であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②当時、A県教育庁B教育事務所は、その採用期間が2か月から3か月程度と短期間の臨時職員については、厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

3 A県教育庁B教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、年金事務所に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、申立期間前の昭和 44 年 4 月 5 日から、A 事業所 B 事務所で臨時雇用員として勤務していたが、同年 12 月に、A 事業所 C 支社（現在は、D 社 C 支社）管内の E 事務所で勤務するように命令を受け、同年 12 月 21 日から 45 年 3 月 31 日まで同事務所で勤務していた。

臨時雇用員であっても、A 事業所が厚生年金保険に加入させていないはずがないと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた履歴書の記載内容から、申立人は申立期間当時、A 事務所 C 支社管内の E 事務所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D 社は、「勤務場所によっては、厚生年金保険の適用事業所となっていたため、そのような場所に勤務していた場合は、厚生年金保険に加入していた可能性があると思われる。ただし、現在、当社に保管されている資料は履歴カードのみで、これらの事実を確認できる資料が保存されていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。また、当時は、勤務場所が独自に厚生年金保険に加入させるかどうか判断していたようである。」と回答している上、申立人が、その名字を挙げた、当時の A 事業所 C 支社 E 事務所の事務所長及び助役については、オンライン記録において、人物を特定できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等

について確認することができない。

また、申立人は、「当時は、夏の繁忙期にA事業所C支社から職員を借りると、そのお返しとして、B事務所の職員が、冬季期間は手伝いに行っていた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、昭和44年に、A事業所B事務所の職員として勤務し、同事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員の中には、申立人と同様に、冬季期間に厚生年金保険に加入していない者が複数いることが確認できるが、これらの元従業員のうち、証言を得られた複数の者は、「冬季期間は、A事業所C支社へ手伝いに行っていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、昭和44年に、A事業所C支社の職員として勤務し、同支社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員の中には、夏季期間にA事業所B事務所で厚生年金保険に加入し、それ以外の期間は、A事業所C支社で厚生年金保険に加入している者が多数確認できるが、これらの元従業員のうち、証言を得られた複数の者は、「夏の間はB事務所のF部門が忙しく、人員不足になるので、C支社から応援に行っていた。繁忙期が終わってからは、C支社へ戻った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当時、A事業所B事務所においては、A事業所C支社から一時的に異動した職員を厚生年金保険に加入させていた一方で、C支社においては、申立人と同様、B事務所からの職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 52 年 9 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚として氏名を挙げた複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 59 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しており、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月までの期間については、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち一人は、「私は、昭和 49 年 4 月から 54 年 7 月まで、A事業所で勤務していた。」と証言しているところ、当該同僚が保管している昭和 54 年 4 月分から 6 月分までの給料支払明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 47 年 2 月 1 日となっているが、私は、同社に 46 年 9 月 1 日から勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社において、同じ仕事に従事していたとして氏名を挙げる従業員のうちの一人は、「私は、昭和 46 年 11 月にA社に入社した。」と証言しているところ、当該従業員は、申立人について、「私が入社したときには、既に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、上記従業員のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和 47 年 2 月 1 日であることが確認できる上、当該従業員は、「私も、入社後しばらくは、厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

また、オンライン記録から、A社において、昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は、申立人及び上記従業員のほかに二人が確認できるが、上記従業員は、これら二人の従業員について、「私が入社したときには、既に勤務していた。」と証言していることから、二人の従業員は、昭和 46 年 11 月以前から同社で勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当時、A社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させず、一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
年金事務所へ年金相談に行ったところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間は、B社の出向命令により、A社で勤務しており、B社へは、昭和 60 年 4 月 1 日に戻った。  
申立期間も引き続き、A社に在籍していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 3 月 31 日まで、A社で在籍していた。」と申し立てているものの、雇用保険の記録から、申立人は、A社を昭和 60 年 3 月 29 日に離職していることが確認できるが、当該離職日は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日と一致している。

また、A社の清算人が所持する、申立人に係る昭和 60 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、申立人に対して支払われた同年 3 月分の給与から、社会保険料として 1,480 円が控除されていることが確認できるが、当該金額は、総支給金額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料の合計額としては低額であることから、申立人の給与から、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。